

刑事施設の運営業務に係る官民競争入札及び民間競争入札事業拡大措置検討委員会 報告書 提言概要

第1 はじめに（拡大措置検討委員会設置経緯等）

- 公共サービス改革法に基づく刑事施設運営業務の民間委託**事業の評価**
※ 黒羽・静岡・笠松刑務所運営業務の民間委託事業（いわゆる「平成22年度事業」）
- 平成29年3月に終了する**平成22年度事業の今後の事業継続の方向性**
- 職業訓練業務及び教育業務の平成27年度以降の**拡大措置の方向性**

矯正局に拡大措置検討委員会を設置し、これらの事項について検討を行った。

第2 平成22年度事業の評価

平成26年12月末の実施状況

- ・ モニタリング実施結果
- ・ 現地職員へのヒアリング
- ・ 職業訓練の資格取得状況
- ・ 就労支援策の実施状況
- ・ 教育プログラムの実施状況
- ・ 釈放時アンケートの回答

経費の節減効果

- ・ 国が想定した経費（国庫債務負担行為限度額）と契約金額の比較
- ・ 従来の経費と実際の事業実施に要した経費（平成23年度～25年度の3か年平均）の比較

拡大措置検討委員会による 現地ヒアリング

- ・ 平成22年度事業を実施している施設の国及び民間事業者職員へのヒアリングを実施

「業務の質の維持向上」「国の負担軽減」「経費の節減」の観点から事業の実施状況を分析

おおむね順調に事業が実施され、期待された効果が得られていると評価

ただし、一部には、国が実施することが適切ではないかと思われる業務（専門性が問われる名籍・会計等の業務）や期待したほどの効果が得られていない業務（作業業務）があることも判明

第3 平成22年度事業の事業継続の方向性

再犯防止の社会的要請

いまだ収容率100%超（笠松）

受刑者の高齢化等（新たな課題への対応）

平成22年度事業と同程度のレベルで民間委託を継続すべき事情が存在
平成22年度事業の評価を踏まえ、委託内容を整理した上で事業を継続すべき。

平成22年度事業の評価

- 総務** 一括して委託した業務等は負担軽減効果あり。ただし、名籍業務や会計業務のうち、専門性が高い部分は期待された効果が得られていない。
- 警備** 負担軽減効果あり。災害・保安事故等への対応のため、一定数の刑務官の確保は、刑事施設の適正な運営のために必要である。
- 作業** 刑事施設特有の制約により、期待された効果が得られていない。
- 職訓** 労働需要を踏まえた有効な職業訓練が実施できている。
- 教育** 民間のネットワークや専門性を活かした有効な改善指導が実施できている。
- 分類** 委託する業務の範囲が限定されている。

※ 総務・警備業務は静岡・笠松刑務所，作業・職業訓練・教育・分類業務は黒羽・静岡・笠松刑務所で実施

今後の事業継続の方向性

- 一括して委託した業務、定型的業務等は、委託対象とすることが適当である。名籍・会計業務のうち専門性が問われる業務等は、委託内容の整理が必要
- 引き続き、委託対象とすることが適当である（総合警備システムの整備は除く）。刑務官を削減する視点での検討は行わないこととすることが適当
- 作業受注業務は、委託対象としないことも検討すべき
- 委託対象とする。給食・洗濯については、経理作業として実施することも検討すべき
- 委託対象とする。事務支援については、実情を踏まえ、委託内容を整理すべき
- 社会との連携を図るような業務委託であれば検討に値するが、業務範囲が限定されるようであれば、委託内容を整理すべき

第4 職業訓練業務及び教育業務の拡大措置の方向性

○ これまでに、総務業務（26年10月から）及び給食業務（27年2月から）の民間委託の拡大を実施

再犯防止に向けた総合対策

超党派再犯防止議連提言

受刑者の高齢化等（新たな課題への対応）

社会とのシームレスな連携による就労支援・出所者支援が必要
既に国において実績のあるプログラムに加え、民間のノウハウを導入し矯正処遇を充実化

検討の観点（職訓）

- ① 国で既実施以外のものとし、矯正処遇を充実化
- ② 職訓と就労支援のシームレスな連携
- ③ 労働需要の変動に対応可能

検討の観点（教育）

- ① 特別改善指導のうちR6は、委託することも検討
- ② ワークブック形式の指導の導入を検討
- ③ 通信教育は、委託することも検討
- ④ 受刑者の問題性に応じたプログラムの導入
- ⑤ 釈放前指導のうち、社会福祉制度等の指導の委託を検討
- ⑥ 作業・理学療法的指導の実施も検討

収容対象

第一義的にA指標施設への拡大を図り、その後、B又はLA指標受刑者のうち指導効果が期待できる者への試行も検討すべき。W指標施設については、女子施設地域支援モデル事業を実施していること等から慎重に検討すべき。

施設数・立地

民間事業者の人材確保及び効率的な事業実施の観点から、同一矯正管区内の比較的近い施設を複数組み合わせる委託対象とする。

事業期間

民間事業者の人材確保、時宜に応じたプログラム実施の観点から、7年程度が適当であるが、大規模な初期投資を伴うような事業内容の場合、減価償却年数を考慮すべき。

対象施設